## 参考資料 1

## 最終報告書の概要素案」に対する疑問

平成16年5月17日 生命倫理専門調査会専門委員 島薗 進

- A. 生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用は認めるという点について
- (1) 研究目的のヒト受精胚の作成・利用」を例外的に認めるとし、 ヒト受精胚の価値を凌駕する恩恵」という理由(第2、3(1)ア)をあげているが、そもそもこのような比較が成り立つかどうかについてしばしば疑問が投げかけられてきた。
- (2)生殖補助医療研究目的での作成・利用は認めるとし、その理由は「生殖補助医療の向上に貢献して」いるからということだが(第2、3(1)イ)、この問題については、第20回、21回で日本産婦人科学会から資料の提供を求めた段階で審議が停滞しており、十分な討議はなされなかった。第31回には再度同じ資料が提出されだが、外山参事官は「第20回の本専門調査会に提出されたものと同様の研究材料まで記載した詳しい資料を提出するためには、学会としての機関決定を要するということで、今回は、申しわけありませんが間に合いませんでした。できるだけ早く用意すべく働きかけてまいりますけれども、ご参考までに、第20回に提出されたものをそのまま参考資料1として提出してございます」と説明している。
- (3)この問題については、今後、資料に基づいて、どのような「生殖補助医療の向上」への 質献」がなされてきたのかを検討し、ヒト受精胚を作成・破壊してまでそのような研究を行うことが認められるかどうかの考察と討議を進める必要がある。
- (4) 朱 受精卵等の提供者」についての記述(第2、3(3))は検討されて来なかった事柄が多々含まれ、議すべき問題が少なくない。この点については第29回の審議において、未受精卵の採取についての審議がたいへん不十分であったことが指摘され、薬師寺会長はそれを受け、「それでは、会長預かりにさせていただいてよろしゅうございますか。きちんと対応したいと思います」と述べている。ではどのような対応がなされたのか。今回の 最終報告書の概要素案」はかなり立ち入ったことにふれており、第29回に議されたことから大きく逸脱している。
- (5) つれまでは、国は何らの規範を定めていなかった」のは確かだが、「今後、国として何らかの規範を定める必要がある」(第2、3(1)イ)という点については討議がなされておらず、まだ、合意はない。
- (6) 新たに定める規範の下で実施を認める」(第2、3(1)イ)とあるが、この問題については 一度も討議されておらず、「新たに定める規範」がどのようなものを想定しているのか、まったく

わからない。

(7)したがって、現在の報告書の段階で、新たに定める規範の下で実施を認める」(第2、3(1)イ)ことを記すのは適切ではない。

- (8) 研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」という「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」(平成12年3月)の記述との整合性も明らかにしなければならない。(以下のB(5)を参照されたい。)
- (9)以上の経緯から、生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用については、今後の検討に委ねるべきであり、ここに明確な判断を記すのは適切ではない。

## B. ヒトクローン胚の作成を容認できるかという論点について

(1)ヒトクローン胚の作成から生じる福利が確認されていない。また、ヒトクローン胚の作成から生じうる懸念される事態についても十分に考慮しなくてはならない。しかし、このような問題については十分に記されていない。ヒトクローン胚の作成から生じうる懸念される事態については、以下のような問題があると考えられ、審議の中でも時折、示唆されてきた。これらは「人の生命の手段化」と深〈関わっており、人間の尊厳を脅かす可能性がある事態である。

再生医療の発展による恩恵が強調されているが、どのような恩恵なのか明示されていない。難病の方の治療が唱えられるが、さまざまな異なる目的に用いられる可能性がある。薬の検査、美容の材料、体力増強に通じる研究等。ヒト胚を破壊してそのようなこと行うのは、人の生命の道具化、資源化に通じる。現在の科学研究の体制では、そもそも受精胚やクローン胚が十全な人になりうる存在であるという意識を保って研究を行う条件を整えることは容易でない。そのような存在を扱う際に必要な要件を考察した研究倫理の制度化はまだなされていない。したがってクローン胚、あるいはそこから派生したES細胞が、生命の萌芽の犠牲に値する限定された目的を超えて用いられ、いわばぞんざいに扱われる可能性が小さない。

クローン胚の利用をごく初期のもの たとえば受精後 14日頃の原始線条が現れる段階 ) にしか許されないとして限定したとしても、利用された胚に由来する E S 細胞から、初期の段階 より発達した段階に育った存在が生成してしまう可能性は残る。クローン胚由来の E S 細胞研究はからだの組織を育てる研究が大きな要素を占めるから、それによってさまざまな人体部位が生成しうる。いわば人間のからだを体外で培養していじくD回す研究をすることになる。大々的な人体組織実験室が開発されようとしているといってよい。このようになお発達する人間のからだを個々の存在から切り離して道具や材料として用いることは、人間の尊厳を脅かす可能性が高い。「人体実験」だけでなく、「人体組織実験」にも多くの配慮が必要なはずであるが、こうした問題は十分に検討されていない。

クローン胚の研究利用による再生医療が進めば、不老長寿に近づき、超高齢まで生き延びたり、高齢で出産したり、個人の要望や能力を高めたりというように、豊富な医療サービスで人体改造を進め、これまでの人間が避けることができなかった限界を超えていく人々が出てくる可能性がある。それは過剰医療というべきものだが、現在のように医療がクライエント個々人の欲望に従うことを原則とし、長期的に人類社会に及ぶようなデメリットについてはできるだけ触れないで短期的なメリットを追及するような体制では、過剰医療の拡充は避けられない。再生医療はこの可能性を大いに高めるだろう。だが、このような過剰な医療を発展させることは、人類の福祉に貢献するのだろうか。また、そのために利用される胚の、人の生命の萌芽としての地位に見合うものなのだろうか。一度、道を開けば医療がそのような方向に進んでいくことに大きなインパクトを与えることになるが、今、そのようなことをしてよいのか。こうした問題の検討も不十分である。

- (2) 特定胚」についての記述はまった〈不十分である。何が懸念されるかについて何も書かれていない。「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」には、「キメラ胚」や ハイブリッド胚」についての多くの記述がある。 特定胚の取り扱いに関する指針」作成の際にも多くの検討がなされている。これらの内容のうち、少なくとも基礎的な事柄については述べておくべきである。この案では、国民にはクローン技術規制法のキイタームである 特定胚」の研究において、どのような倫理的問題があるのかが、まった〈わからない構成になっている。
- (3)特定胚の中から、なぜ、いくつかのものだけを許容するのかについては、ほとんど議論が行われていないのに、ここではいくつかだけがあげられている。 (第3、4・「その他の「特定胚」について」)。ここでは、(1)に「ヒト胚核移植胚。ヒト胚分割胚及びヒト性融合胚」について作成・研究を許容するよう可能性をここで判断するように促しているが、この問題については、特定胚の取り扱いに関する指針について」(答申)(平成13年11月)を参照しつつ、慎重な討議を行うべきであるが、それ以後はわずかな討議しかなされていないのであるから、 特定胚の取り扱いに関する指針について」(答申)を基調として記述がなされるべきである。
- (4)総じて、 最終報告書の概要素素」においては、「ヒト胚の取扱い」をめぐる、これまでの長期の検討の成果、とりわけ「クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方」(平成11年11月)、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」(平成12年3月)、「特定胚の取り扱いに関する指針について」(答申)(平成13年11月)などの内容が反映されておらず、一方、未受精卵の採取方法など、まだ審議が不十分な問題について多くの記述がなされており、バランスを欠いている。
- (5)(4)の問題については、「最終報告書の概要素案」「第1.はじめに」の「4.検討の出発点」が関わっており、5月12日の第32回生命倫理専門調査会の審議においても問題とされ、その中の(2)の「同報告書の内容は、今回の検討の出発点において参考とされた」という一節は削除されることが議された。「出発点」という語は、その後、そこでの記載を十分な検討なしに変更することが許されるかのような意味を含むところに問題があった。これは、「最終報告書の概要素案」の全体にわたる問題点を象徴している。これまで慎重に審議されてきたことを、

最後の段階でなし崩しに軽視するようなことがあってはならない。そもそも、この項の題が **検**討の出発点」であることには、大いに疑問がある。